

(別添)

SNS 広告等を活用した青少年のフィルタリング利用啓発業務 仕様書

1 業務名

SNS 広告等を活用した青少年のフィルタリング利用啓発業務

2 業務概要

SNS を介した闇バイト募集などの事案が顕在化している中、SNS やデジタル技術を使った犯罪やトラブルの被害者・加害者になることから青少年（18 歳未満の子ども）を守るため、SNS 等による被害の事例や適正な利用方法を青少年やその保護者に周知するとともに、情報リテラシーの向上及びペアレンタルコントロールに対する保護者の一層の意識向上を図ることを目的に、青少年のフィルタリング利用を啓発する SNS 広告等を作成・発信する。

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日までとする。

4 業務内容

(1) 業務内容

① 広告配信に使用する広告素材の作成

- ・主要 SNS において、(2) のターゲットに対し、SNS 犯罪に巻き込まれないためのインターネット適正利用方法や、フィルタリングで子どもたちを守ることをテーマとした、15～30 秒程度のショート動画またはバナー広告を魅力的なデザインで作成すること。
- ・青少年向けの広告と保護者向けの広告は別に作成すること。
- ・配信媒体に応じた縦型⇔横型への変換や、サイズ変更等の加工・編集も行うこと。
- ・受注者の提案をもとに、鳥取県と協議の上作成することとし、各媒体の配信開始日の 1 週間前までに 電子データで納品し、鳥取県の確認を受けた上で配信すること。

② SNS 広告等の配信

- ・YouTube、Instagram、X、TikTok、LINE の各 SNS にて広告を配信すること。なお、配信にあたり、必要となるアカウントは受注者が取得・作成することとし、本業務の完了後には削除すること。
- ・その他、他の媒体で、より効果的な配信ができる場合は、鳥取県と協議の上、配信媒体を増やすことができる。

(2) ターゲット

- ・鳥取県内の 10～40 代の男女（10 代は青少年本人、20～40 代は青少年の保護者）。

(3) 配信方法（予定）

- ・令和 7 年 5 月中に配信を開始し、各媒体において、それぞれ 3 月程度配信することを基本とする。
- ・配信にかかる費用は 1 媒体 1 月あたり 10 万円（税込）とする。ただし、本業務の目的を達成するため、これを変更する場合は、鳥取県と協議の上、決定すること。配信回数は効果検証が十分

可能となるものを鳥取県に提案すること。

- ・具体的な配信時期と配信回数等は、鳥取県と受注者が協議の上、決定する。
- ・広告配信に使用するメッセージは、鳥取県と受注者が協議の上、決定する。

(4) 定期報告

- ・広告配信後、毎月、前月分の実施状況を報告すること。

5 成果品および納品場所

(1) 成果品

- ・業務完了報告書（リーチ数等の運用結果並びに業務の効果検証）
- ・広告配信のために作成した動画素材等（電子媒体で提出）

(2) 納品場所

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

6 セキュリティ対策について

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、第三者の権利を侵害しないよう配慮すること。さらには、万全なセキュリティ対策をもって運営が可能な体制となるよう配慮すること。

7 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、鳥取県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。なお、成果品は、鳥取県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

8 個人情報の取扱い

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については鳥取県と受注者が協議の上決定する。